

給与支払者(事業者)の皆さんへ 個人住民税特別徴収税額決定通知書を送付します

5月下旬に給与支払者(事業者)の方へ平成28年度個人住民税特別徴収税額決定通知書(事業者用・従業員用)を送付します。

事業者は、特別徴収税額決定通知書(従業員用)が届き次第すみやかに従業員の方へ開封せずに渡してください。

○特別徴収税額決定通知書とは

熊本市に提出された給与支払報告書などにより税額を計算し、毎月従業員の給与から天引きして納入する税額をお知らせします。

事業者用は毎月従業員の給与から天引きして納入する税額を、各従業員用は給与から天引きされる税額やその計算根拠をお知らせする大事な通知です。

○特別徴収とは

給与支払者(事業者)が、所得税の源泉徴収と同様に、納税義務者である給与所得者(従業員)に代わって、毎月の給与から個人住民税を天引きし、納入していただく制度です。

※正規雇用者、短期雇用者、アルバイト、パート、役員など給与の支払いを受けているすべての方が特別徴収の対象です。事業者や従業員の希望により選択できるものではありません。



@2010kumamoto pref. kumamon#K20034

(課税管理課 ☎328-2195)

個人市・県民税(個人住民税)の公的年金からの特別徴収制度が見直されます

公的年金からの徴収税額の平準化を図るため、平成29年4月以降に実施する仮特別徴収税額(4、6、8月分)は「前年度の公的年金等にかかる個人住民税の2分の1に相当する額(各期6分の1に相当する額)」となります。

なお、この見直しは仮特別徴収税額の算定方法の変更であり、税額の増減は生じません。

詳しくは、区役所税務課へ。



熊本地震に伴い休園・休館します

大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解をお願いします。

■熊本城・旧細川刑部邸

▶期間 当分の間

▶状況

天守・石垣・櫓・堀など:甚大な被害を受け、有料区域は全域立入禁止

※復旧の見通しは未定

二の丸駐車場:通常営業

二の丸広場:入場可能(一部規制区域あり)

桜の馬場城彩苑:営業中(一部店舗除く)

しろめぐりん:無料シャトルバスも一部

ルートを変更して運行中

復旧・再開の見通しが立ち次第、市政だよりや市ホームページ、熊本城ホームページなどでお知らせします。

(熊本城総合事務所 ☎352-5900)

■市民会館シアーズホーム夢ホール

▶期間 当分の間(全館休館)

▶状況

大ホール:天井の破損、客席床面の沈下など

※復旧工事終了までに1年程度の期間を要する予定

会議室など:建物の損傷を調査し安全対策完了まで貸出ができない状況

※すでにいただいた利用予約はキャンセル扱いとし、納付済みの料金を全額返金します。

※新たな予約受付も停止します。

再開の見通しが立ち次第、市政だよりまたは市ホームページでお知らせします。

(市民会館 ☎355-5235)

国保・後期高齢者医療

国民健康保険料率などが変わります

国民健康保険料は、世帯の前年中の所得金額と加入者数をもとに以下の保険料率で算出します。各世帯の状況などで一律に保険料が上がるものではありません。

■保険料率の改定内容(年額)

▶医療分

	平成27年度	平成28年度
所得割	9.2%	9.3%
均等割	28,400円/1人	28,800円/1人
平等割	22,600円/世帯	22,600円/世帯
最高限度額	52万円	54万円

▶後期高齢者支援分

	平成27年度	平成28年度
所得割	2.3%	2.6%
均等割	7,300円/1人	8,100円/1人
平等割	5,700円/世帯	6,100円/世帯
最高限度額	17万円	19万円

▶介護分(40歳~64歳の方の介護保険料分)

	平成27年度	平成28年度
所得割	2.2%	2.2%
均等割	13,400円/1人	14,100円/1人
最高限度額	16万円	16万円

詳しくは、6月中旬頃に送付する保険料決定通知書をご確認ください。

(国保年金課 ☎328-2290)

あんま、はり、きゅう施術費を一部助成します

▶対象 熊本市国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者

▶助成額 1回につき1,000円(1日1回1年度に30回まで)

▶対象施術 末梢神経疾患または運動器疾患にかかるもので、施術1回についての施術料金が2,500円以上のもの(すでに同じ疾患により国民健康保険法などの規定による療養の支給を受けている方を除く)

※施術費の助成は市から施術所に支払いますので、被保険者への払い戻しはありません。

※熊本市あんま、はり、きゅう施設利用者証の交付申請が必要です。

▶申請に必要なもの 保険証、印鑑

▶申込み 市指定の施術所へ

詳しくは、区役所区民課へ。

後期高齢者医療の高額介護合算療養費などの支給申請はお済みですか

平成25年度高額介護合算療養費の申請期限が迫っています。高額療養費や葬祭費も、申請期限を過ぎた場合は支給ができません。早めの申請をお勧めします。

区分		申請期限
高額介護合算医療費	医療分	申請書送付日から2年
	介護分	平成28年7月31日
高額療養費		診療月の翌月1日から2年
葬祭費		葬儀を行った日の翌日から2年

※高額介護合算療養費の対象者には、平成26年12月~27年1月までに申請書を送付しています。

詳しくは、区役所区民課へ。

ごみ・衛生

春の町内一斉清掃は中止します

6月5日(日)に予定していた、春の町内一斉清掃は、熊本地震の影響で中止します。

(ごみ減量推進課 ☎328-2365)

井戸水などの地下水を飲み水に使っている方へ

熊本の地下水は良好な水質ですが、井戸の中には飲用に適さないものもあり、地震や大雨などの要因で水質が変化することもあります。

飲み水として利用するために井戸を設置している方は、年に1回以上井戸水の水質検査を行きましょう。

また、異常を感じたり、地震、大雨、洪水などの災害後は、井戸水が汚染されている可能性があります。水質検査機関による検査で「飲用適」であることが確認されるまで飲用しないでください。

※水質検査は民間の検査機関で行っています。費用は自己負担です。

※植木町・城南町の未給水地域の飲用井戸については補助制度があります。詳しくは、北区役所まちづくり推進課または南区役所まちづくり推進課にお問い合わせください。

(生活衛生課 ☎364-3187)

上下水道

水道料金などの支払いには口座振替が便利です

支払いに手間がかからず、便利な口座振替を勧めています。支払い忘れや二重支払い防止にもなります。

申込書が必要なときは、郵送しますのでお気軽にご連絡ください。

詳しくは、料金課お客さまセンター(☎381-1118)へ。

生活用の水使用量(1人1日あたり)

節水チャレンジ! 平成28年度(4月)
目標 218ℓ (平成30年度までに)
236ℓ

庭木への水まきは、バケツやジョウロで。ホースには手元制御弁を付け、こまめに開け閉めを。

(水保全課 ☎328-2436)

※この数値は速報値であり、最終的に確定する年平均値とは異なる場合があります。

※毎月掲載していた家庭ごみの排出量は、熊本地震の影響で正確な数値が算出できないため、今月は掲載できません。